

令和4年3月22日

訓令第1号

豊岡市の保有する情報資産の管理に関する規程（平成28年豊岡市訓令第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、市の保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティ対策の基本方針を定めることにより、情報資産の適正な管理をすることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム コンピュータ、ソフトウェア、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (2) ネットワーク コンピュータを相互に接続するための通信網及びその構成機器をいう。
- (3) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 情報セキュリティポリシー この訓令及び第8条の規定により策定する豊岡市情報セキュリティ対策基準をいう。
- (5) 機密性 認められた者のみが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去をされていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性 認められた者のみが、必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 重要性 情報資産の分類及び取扱いの実効性を高めるために、機密性、完全性及び可用性を総括した基準をいう。
- (9) マイナンバー利用事務系 個人番号利用事務（豊岡市行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊岡市条例第47号）第4条の規定による事務をいう。）又は戸籍事務等に関する情報システム及びデータをいう。

(10) 総合行政ネットワーク接続系 総合行政ネットワークに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(11) インターネット接続系 インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(対象とする脅威)

第3条 市長は、次に掲げる情報資産に対する脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施するものとする。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定の誤り、メンテナンスの不備、内部及び外部の監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥並びに機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止、休止等

(4) 疾病のまん延による要員不足に伴うシステム運用の機能の不全、遅延等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等の社会基盤の障害からの波及

(6) 搬送中の事故

(対象機関)

第4条 情報セキュリティポリシーの対象とする市の機関は、市長部局並びに市長が情報システムの使用を認めた議会、消防本部、公営企業管理者、教育委員会、会計管理者、固定資産評価審査委員会、監査委員、選挙管理委員会及び農業委員会（以下「対象機関」という。）とする。

(情報資産の範囲)

第5条 情報セキュリティポリシーの対象とする情報資産は、次に掲げるものとする。

- (1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを記述した書面及び印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書
(職員の遵守義務)

第6条 職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順その他の関連する法令等を遵守し、情報資産を適切に管理しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第7条 市長は、第3条に掲げる脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

- (1) 組織体制の確立
- (2) 情報資産の分類及び管理
- (3) マイナンバー利用事務系、総合行政ネットワーク接続系及びインターネット接続系の3段階で行う情報システム全体の強靱性の向上の対策
- (4) 物理的セキュリティ対策
- (5) 人的セキュリティ対策
- (6) 技術的セキュリティ対策
- (7) 運用におけるセキュリティ対策
- (8) 業務委託又は外部サービスの利用におけるセキュリティ対策
- (9) 監査、自己点検及び改善

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第8条 市長は、情報セキュリティ対策を実施するに当たって、具体的な遵守事項及び判断基準を定めるため、情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第9条 対象機関は、情報セキュリティ対策基準により、対象機関及び所管するシステムにおける情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

(評価及び見直しの実施)

第10条 市長は、情報セキュリティ監査、自己点検の結果等により、情報セキュリティポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、必要に応じ、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

(情報セキュリティ対策基準等の非開示)

第11条 情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれのある情報資産であるため、非開示とする。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。